

公示

国立感染症研究所戸山庁舎の一部において、国有財産法（昭和23年法律第73号）第18条第6項に基づく行政財産の使用許可を受け、食堂の運営を希望する者の募集を、次のとおり公募します。

令和1年12月17日

国立感染症研究所長 脇田 隆字



1. 件名

国立感染症研究所戸山庁舎における食堂運営業務

2. 参加資格要件

- (1) 良質な商品又はサービスを提供できる能力と実績を有すること。
- (2) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 国税及び地方税を完納していること。
- (4) 使用許可の目的を十分に理解して、確実に許可目的を履行できる者であること。
- (5) 会社再生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（競争参加資格の公示に基づく再申請手続を行った者を除く。）ではないこと。
- (6) 企画提案書提出期限の日において、賃金や残業代の不払い、労使協定や就業規則違反等により労働基準監督署から処分を受け、又は書面による行政指導を受け、当該処分または指導が継続中の者でないこと。また、過去3年間に営業に関して贈賄等不法行為により起訴されていないこと。（法人の場合は「役員」を含む。）
- (7) 企画提案書提出期限の日において、食品衛生法（昭和22年2月24日法律第233号）第54条若しくは第55条又は第56条の規定による処分を受け、又は書面による行政指導を受け、当該処分又は指導が継続中の者でないこと。
- (8) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法第7号）第2条第2号に規

定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。

- (9) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利用を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (11) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (12) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (13) 暴力団又は暴力団員及び上記（8）から（12）までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。
- (14) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。
①厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）③船員保険
④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険
- (15) 下記4の公募説明書の交付を受けた者であること。
- (16) その他、許可者が指示したことに対応すること。

3. 設置期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

ただし、必要に応じて一度に限り更新することができる。

4. 申込み

企画競争に参加を希望する者は、下記6の公募説明書交付場所に来庁し、説明書の交付を受けること。

5. 公募説明書の交付

交付期間：令和元年12月17日～令和2年1月7日

（開庁日の9：00～12：00、13：00～17：00の間）

6. 交付場所・連絡先

〒162-8640 東京都新宿区戸山1-23-1

国立感染症研究所総務部総務課福利係

電話：03-5285-1111

7. 企画提案書等の提出等

令和2年1月8日 17:00までに上記6の説明書交付場所に提出すること。ただし、郵送の場合には提出期限までに必着で提出すること。なお、本公示に示した公募参加資格のない者の企画提案書等は無効とする。

8. その他

- (1) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計置法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- (2) 提出された企画提案書は返却しない。
- (3) 企画提案書の作成及び提出並びに本件に応募することに関わる費用は、全て応募者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書の内容を確認するため、必要に応じて個別にヒアリングを実施することもある。